

平成 15 年 5 月 1 日施行
平成 16 年 4 月 1 日変更
平成 22 年 1 月 12 日変更

都市公園におけるフリーマーケットの取り扱いについて

- 【目的】 東金市が管理する都市公園での、フリーマーケット開催による独占的使用等を避けるため、使用の制限及び許可条件を定め、公園の秩序維持を図ることを目的とする。
- 【基本理念】 東金市における都市公園でのフリーマーケットに関しては、家庭からでた不用品を持ち寄って、リサイクルの一つとしてゴミの減量化や資源の有効活用に役立てることとし、ひいては、地域の活性及びふれあいの場とすることを理念とする。

1. 主催者登録申請要件

- ・都市公園においてフリーマーケットの開催者となる場合は、開催する月の2ヶ月と1週間前までに主催者登録申請（以下「登録申請」という。）を完了しておかなければならない。

「登録申請」をしようとする者（以下「代表者」という。）は、「フリーマーケット主催者登録申請書」を提出し、事前に都市整備課へ**主催者登録**の申請を行い、**主催者登録通知**（※都市整備課にて申請書等の審査を行った上、審査完了後、代表者に対して主催者登録通知を送付する。）を受け取った上で、**都市公園内行為許可申請書**（以下「公園行為申請」という。）を提出することとする。

主催者登録については、継続的にフリーマーケットを開催する場合は、前年度1月中旬（都市整備課の定めた期間）に行うこととし、年度途中の登録については認めないものとする。

なお、イベント等で一回限りフリーマーケットを開催する場合は、随時受け付けるものとする。

主催者登録の変更については代理人のみの変更とし、代表者の変更は認めないものとする。代理人の変更は、特段の理由（フリーマーケットが開催できない場合）がある場合に限るものとする。

主催者登録（通年）の有効期限は、**原則1年**とする。（4月1日～翌年3月31日までとする。）

※「登録申請」の際は、**代表者1名、代理者2名以上**を設けることとし、登録については必ず代表者及び代理者が都市整備課へ出向いて申請することとする。（代表者及び代理人の重複登録はできないものとする。）

ただし、このうち1名は東金市在住又は在勤者であることとする。
また、「登録申請」は公園行為申請受付日の1週間前までに完了することとする。

2. 公園行為申請

- ・「公園行為申請」（「公園行為申請」の届出は代表者・代理者どちらでもよい）の受付は、開催する月の2ヶ月前の1日（1日が閉庁日の場合は、翌開庁日）の9時に行うこととする。ただし、「公園行為申請」が重複（開催日同日、同場所）となった場合についてはその場で抽選とし、抽選方法についてはくじ引きとする。（抽選は、主催者登録された代理者でも可能とする。）
また、1団体が開催できる回数は、月1回1箇所とする。

3. 開催日及び時間

- ・フリーマーケットによる公園内広場の独占的な使用を避けるため、開催日を毎月第1・3の土・日曜日の4回にすることとする。天候不良等の中止による振替は行わないこととする。また、許可後において公共の行事が予定された場合は、許可を取り消すこともある。（許可取り消しについては、開催日の2週間前までに都市整備課から通知することとする。）なお、使用時間については、朝8時から夕方5時まで（準備・片付け時間を含む）とする。

4. 開催場所(開催公園)

- ・公園利用者の使用をできるだけ妨げない広場であることを前提に、東金中央公園（使用面積400㎡）及び田間中央公園（使用面積800㎡）の芝生広場において許可することとする。

※田間中央公園は、出店数に応じて全面800㎡と半面400㎡の2通りとする。

5. 出店数

- ・出店数が多い場合に、許可以外の広場での出店を規制することから、代表者はあらかじめ区画分けを行い、出店数を調整することとする。

※目安：東金中央公園 40区画、田間中央公園 60区画（半面30区画）

「1区画=2.0m×2.0m（区画と区画の間は、0.5m）として」

- ・出店者同士、あるいは出店者とお客さまとのトラブル防止のため、代表者はあらかじめ出店者の住所及び氏名等の確認を行い、出店者リストを作成することとする。出店者リストは開催日の前日（前日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに、都市整備課へ提出することとする。

なお、出店者リストに変更が生じた場合は、再度提出することとする。

（ファックス可）

6. 許可条件

1. 公園内の樹木及び施設を損傷しないこと。
2. 園内に自動車を乗り入れないこと。
3. 公園内に貼り紙等をしたり、広告をしないこと。
4. 公園周辺道路など交通に支障をきたすような場所には駐車しないこと。(土・日曜日等は、市役所裏駐車場を利用すること。)
5. 終了後は、清掃を徹底しゴミは必ず持ち帰ること。
(公園内のゴミ箱や周辺に放置しないこと。)
6. リサイクル倉庫内の物品等を持ち出し販売しないこと。
7. フリーマーケットで販売するものは日用品に限り、保健所の許可を必要とする飲食物、知的財産権を侵害する物品その他公序良俗に反するもの、宝石やプレミア付き等の高額商品並びにこれらの品に準じたものは販売しないこと。また、主として流通などの目的で仕入れた商品は販売しないこと。
8. 公園は皆さんの休息・レクリエーションの場であるため、飲酒等をしながらの出店及び騒音となるような機器を使用しながらの出店はしないこと。
9. フリーマーケットで生じたトラブル及び事故等に関しては、代表者とその責任を負うこととし、代理人についても連帯責任とする。
また、開催にあたり代表者は常時会場に居なければならないこととするが、やむを得ず離れる場合は代理人が会場に居なければならないこととする。
10. その他公園の管理又は公園利用者に支障をきたさないこと。
11. 許可後において公共の行事が予定された場合は、許可を取り消すこともある。
12. 許可条件が守れない場合は、主催者登録を抹消する。なお、登録を抹消された代表者及び代理人は再登録できないものとする。

※なお、本取り扱いについては、暫くの間試行期間とする。